主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人弁護士東栄の上告理由について。

しかし、原判決が適法に確定したところによれば、本件固定資産税は、控訴人ら (上告人ら)先代より被控訴人(被上告人)に対して積極的にこれが負担を約して その支払をし、先代死亡後控訴人Dにおいて右の例にならない控訴人らを代表して 支払つたものであるというのである。されば、所論は、原判決の判示に副わない事 実関係を前提とする法令違背の主張に帰し、採ることができない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致で、主 文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	下 飯	坂	潤	夫
裁判官	高	木	常	七